

3月は自殺対策強化月間

3月1日(木)は秋田県いのちの日

自殺の多くは、「自殺以外にこの苦しみを逃れる手段がない」と追い詰められて孤立した状態で起こっています。大切な人の命を自殺の危機から救うためには、周囲の方の4つの行動が必要です。

- ①気づく 家族や仲間の変化に気づいて、声をかけよう
- ②傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾けよう
- ③つなぐ 早めに相談機関や医療機関などの専門家への相談につなごう
- ④見守る 焦らずに優しく寄り添いながら見守ろう



平成30年度に自殺対策計画を策定するため、アンケートを実施します。対象となった方はご協力ください。

悩みは、誰かに聞いてもらうことで気持ちが軽くなります。誰に相談してよいか分からないときは右記の相談窓口をご利用ください。相談はすべて無料です。



誰に相談してよいか分からないときは…

こころの個別相談 ☎ 30-0119 (予約先)
臨床心理士が悩みを聴きます。本人はもちろん、身近に悩みを抱えた人がいる方もご利用ください。秘密は厳守します。予約が必要です。
※相談の日時は10時～16時で1時間程度、場所は相談者にあわせて調整します。

テレフォン病院 24 ☎ 0120-959-783
24時間365日、看護師などの医療スタッフといつでも電話で相談ができます。

ふれあいサロン
ふれあいパートナー（傾聴ボランティア）とお茶を飲みながら、ゆっくりと話ができます。

場所	日時
花輪 関善賑わい屋敷	毎月8・18・28日 9時30分～11時30分
毛馬内 どもっこ (月山神社里宮向かい)	毎月2・12・22日 9時30分～11時30分
大湯 中田自治会館	毎月4・14・24日(日・祝日は休み) 9時～11時

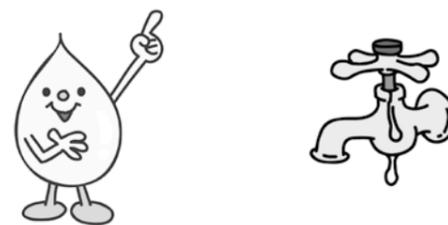
☎ いきいき健康課 ☎ 30-0119

安全な水道水を守るために
水質検査計画の公開

↑ 水道の「平成30年度水質検査計画(案)」を3月1日(木)から公開しています。

水質検査は、飲料水として安全・安心なものであることを確認するための大切な検査です。「平成30年度水質検査計画(案)」では、検査する場所や検査内容などが確認できます。

上下水道課(土・日・祝日を除く)および市ホームページで見ることができますので、ぜひご覧ください。



☎ 上下水道課 上下水道班 ☎ 30-0270

市街地循環バス たんぼこまち号
有料広告を募集します

たんぼこまちちゃんがイラストされた「たんぼこまち号」は、平日に花輪市街地を循環するピンク色の愛くるしい車両です。

市ではバスの車外・車内の広告を募集しています。会社や企業のイメージアップ、イベントの宣伝などに「走る広告塔」をご利用ください。



種類	料金	掲出位置	規格(縦×横)センチ	枠	備考
車外 広告	5,000円 /月	側面右側	60×120	1	マグネット貼
		側面左側	60×95	1	
車内 広告	1,000円 /月	天井 吊り下げ	35×54	2	両面可 (1,500円)
		天井横 挟み込み	37×45	6	

☎ 市民共働課 環境生活班 ☎ 30-0224

これから引っ越しをされる方へ
転出などの手続きをお忘れなく

引っ越しシーズンは窓口が混み合います。手続きに時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

転出先での手続きや方法については、転出先の市区町村にお問い合わせください。

▶他の市区町村または海外へ引っ越しするとき

手続きの時期	引っ越しする14日前から ※転出先の住所を確認して手続きをしてください
手続きできる方(届出人)	本人または同一世帯の方 ※同一世帯以外の方は委任状が必要です
必要なもの	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類(※) ・印鑑登録証(登録している方) ・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証(加入している方) ・福祉医療受給者証(お持ちの方) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・住民基本台帳カード(お持ちの方)

▶市内で住所が変わったとき

転居届	手続きの時期	転居してから14日以内
	手続きできる方(届出人)	本人または同一世帯の方 ※同一世帯以外の方は委任状が必要です
	必要なもの	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類(※) ・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証(加入している方) ・福祉医療受給者証(お持ちの方) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・住民基本台帳カード(お持ちの方) ・在留カード、特別永住者証明証(外国人の方)

窓口での本人確認(※)
転出などの手続きや住民票の写しなどの請求には、届出人の本人確認書類の提示が必要です。

官公庁から発行された顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カードなど)の場合は1点ご提示ください。

官公庁発行の顔写真付きではない証明書や官公庁以外の機関が発行した証明書の場合は2点必要です。

☎ 市民課 戸籍年金班 ☎ 30-0221

始めてみませんか
「かづの北限の桃」栽培説明会

新たに北限の桃の栽培を始めてみたいと考えている方を対象にした説明会を開催します。具体的な栽培計画がない方でも、まずはお気軽にご参加ください。

- ▶日時 3月8日(木) 13時～14時30分
 - ▶場所 かづの果樹センター(旧果樹試験場鹿角分場)
 - ▶内容 これまでの桃栽培の取り組み/桃栽培を始める際の留意点/支援事業/質疑応答
- ※外で桃の木の見学・説明をします。暖かい服装でお越しください。

☎ 農林課 こだわり作物推進室 ☎ 30-0243
かづの果樹センター ☎ 25-3231
JA かづの(果樹担当) ☎ 23-2497

農業用施設・樹木の雪害を防ぎましょう

一定以上の降雪などが予想されるときに、気象庁から注意が呼び掛けられます。農業用施設や樹木を所有する方は、日頃から気象庁等の発表に注意し管理を徹底しましょう。

あなたの語学力を生かしてみませんか
第10代日本語語学指導員募集

姉妹都市ハンガリー国ショプロン市で日本語指導や日本文化の紹介を行う語学指導員を募集します。

- ▶募集人数 1人
- ▶派遣期間 平成30年9月から2年間
- ※手続きなどの関係により日程が前後することがあります
- ▶募集締切 3月31日(木) (郵送の場合は当日消印有効)
- ▶選考方法 ①書類審査(指定の申込書、外国語作文) ②面接(英語またはマジャール語による質問を15分実施)
- ▶面接日 4月中旬
- ▶応募資格(下記すべてを満たす方)

- ①語学指導に興味のある方 ②心身とも健康な方 ③満年齢20歳以上40歳未満までの単身赴任可能な方 ④日本国籍を有する方 ⑤専門学校、短期大学、大学または大学院卒業者もしくは卒業見込みの方(通信教育課程修了者を含む) ⑥英検2級またはTOEIC550点程度の英語・ドイツ語・マジャール語(ハンガリー語)のいずれかの外国語会話能力を有する方 ⑦教職員免許または語学指導免許取得者もしくはこれに準ずる能力を有する方 ⑧過去2年間禁固刑以上の刑罰に処せられたことのない方 ⑨鹿角国際交流協会に入会できる方 ⑩本市にゆかりのある方

☎ 政策企画課 総合戦略室 ☎ 30-0201
鹿角国際交流協会(MIT プラザ内)
☎ 30-0500 FAX 30-1010 E-mail kia@ink.or.jp